

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 4 日

各 (都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市) 障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における
支援プログラムの作成・公表の手引きについて

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 4 月 1 日より、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援（以下「児童発達支援等」という。）の総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに、5 領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）の作成及び公表が求められております（令和 7 年 4 月 1 日以降に、公表及び都道府県への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されます）。

これに伴い、「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」を作成いたしましたので、お示しいたします。

都道府県におかれましては、御了知の上、貴管内の市町村及び事業者にも周知をお願いいたします。